

立候補予定者説明会における質問及び回答について

No.	質問事項	回答
1	選挙運動用自動車の運転手の雇用について、一日に複数の人と雇用契約し、交替で運転する場合、公費負担の対象となりますか。 (Q&A 13P,14P関連)	公費負担の対象は、一日あたり運転手1人となります。 同一日に運転業務が重ならない場合は、それぞれが公費負担の対象となりますが、それぞれ契約する必要があります。 しかし、同一日に2人以上の運転手と契約した場合は、候補者が指定するいずれか1人の運転手のみ公費負担の対象となります。 (例) 1/18～1/24(7日間) A氏 1/18・1/19・1/20の三日間で運転手雇用契約(全日運転) 1/21(午前のみ運転) B氏 1/21(午後のみ運転) 1/22・1/23・1/24の三日間で運転手雇用契約(全日運転) →A氏、B氏は、それぞれ3日分が公費負担の対象となります。 1/21分については、1日にA氏・B氏の複数の運転手と雇用しているため、候補者が指定するいずれかの運転手が公費負担の対象となります。指定した運転手との契約が必要となります。
2	公費負担の上限額等は消費税を含んでいるか。	お見込みのとおり、いずれの限度額も消費税を含んだ額です。 また、候補者が作成する契約届出書、確認申請書、使用(作成)証明書及び業者が作成する請求書の記載にあたっては、単価を含めて全て消費税込みの額を記載してください。
3	公費負担の燃料代の請求をする際に添付する伝票に不足事項があった場合、不足事項を給油係員に書き足してもらい、係員の記名及び押印をもらうとあるが具体的に説明してください。	請求の際に添付いただく給油伝票には4つの事項が記載されている必要があります。 1つでも欠けている場合は支払ができませんので、不足事項を給油係員に書き加えてもらい、併せて確認日付並びに係員の記名及び押印をもらっていただきますが、押印できない場合は、給油係員の署名でも構いません。
4	選挙運動用ビラの記載内容、配布場所に制限はあるか。 (候補者等の手引 27P関連)	記載内容は、特に制限はなく、個人演説会の告知・政見の宣伝・直接投票依頼の文言を記載することができます。なお、片面・両面印刷ともに1枚として計算します。ただし、虚偽の公表・利益供与・利益誘導等の内容は記載できません。 配布方法については、新聞折り込み・候補者の選挙事務所内・個人演説会の会場・街頭演説の場所においてのみ頒布することができます。